

政令指定都市における「福祉のまちづくり条例」比較

長崎大学工学部 正 後藤恵之輔 長崎大学大学院 学○上村瑞城
長崎大学工学部 学 大森誠太郎 長崎大学工学部 学 宮崎祐介

1. 研究の背景と内容

1990年はアメリカの障害者の人々にとって革命的な年であった。ADA法、すなわちアメリカ障害者法が制定されたのである。これはアメリカにおける、障害者に対する全ての差別を廃止しようという法律である。公共施設や不特定多数の人々が利用する施設における差別の撤廃だけでなく、就職採用に関しても差別を廃止したのである¹⁾。ADA法の調印の際、当時の大統領ブッシュはこう宣言した。「7月26日、今日アメリカは障害を持つ全市民を社会の中に受け入れます。あなた方の能力も、障害も共通点だけでなく違うところも、社会全体で受け入れます。あなた方のこれまでの勇気とこれからの夢のために」。この日はまさに、アメリカの障害者にとって記念すべき日であった。

日本では、1970年頃から障害者が外に出て行動することを妨げている、さまざまな障壁を取り去ろうとする取り組みが、政府及びいくつかの地方自治体で見られ始めるようになった。例えば、1973年厚生省の身体障害者モデル都市事業、建設省の歩車道差下げ通知¹⁾、地方自治体では仙台市の公共施設の点検運動、町田市の車椅子で歩けるまちづくりの運動と、これに続く1974年の福祉環境整備要項の制定、1977年の神戸市民の福祉をまもる条例、京都市での運動と福祉のまちづくりのための建設物整備要綱の制定などである²⁾。このような動きは、1981年の国際障害者年を境として、地方に広がり活発化し、バリアフリー化を目指す建築整備指針や整備要綱が作られ始めた。近年になり、これらを条例化する動きが目立ち、障害者や高齢者などのいわゆる社会的弱者が社会の一員として不自由なく社会生活できるように、生活環境などのハード面の整備とともに、住民の共生意識の浸透などのソフト面を含めた地域づくりを取り入れた条例への取り組みが見られる。また政府は、特に障害者基本法制定以来(1991年)、地方の福祉のまちづくりを推進、支援するためのさまざまな取り組みを行っている。そして、1994年では都道府県および政令指定都市の約4割でその取り組みが行われている¹⁾。本論では、地方自治体における福祉のまちづくり条例、特に政令指定都市における条例を調査し、その結果を述べる。

2. 政令指定都市における福祉のまちづくり条例

日本は、1970年代に人口に占める高齢者の割合が7.0%を越え、本格的な高齢化社会を迎えることとなった。現在地方では、若年層の都市部への流出などにより、高齢者の割合は高い推移で増加傾向にある。一方、若年層が増加している大都市周辺地域では、未だに高齢人口比率が10%にも満たない都市がある。しかし、このような都市でも、将来急速な高齢化が進むことは目に見えている。人間にとって加齢は避けられない現象であるからだ。

今回調査した都市は、このように将来急速に高齢化が進むであろう政令指定都市における条例である。調査は、札幌市、仙台市、千葉市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の9都市より送られてきた資料を利用した。これらの都市の条例、整備要綱の制定年を表-1に示す。京都市、神戸市の取り組みは比較的早い時期のものであった。その他の都市ではその後80年代、もしくは近年になり取り組みが始まった。

表-1 条例、要綱の制定年

札幌市	1981.福祉のまちづくり環境整備要綱
仙台市	1985.10.仙台市福祉のまちづくり環境整備指針 1996.6.仙台ひとにやさしいまちづくり条例
千葉市	1994.4.千葉市福祉の街づくり公共施設整備基準
京都市	1976.福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱 1991.11.京都市健康都市構想 1995.4.京都府福祉のまちづくり条例
大阪市	1993.4.大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱 1997.3.大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針(建築物編)
神戸市	1977.1.神戸市民の福祉をまもる条例 1995.2.“こうべ”の市民福祉総合計画
広島市	1982.6.広島市福祉のまちづくり環境整備要綱 1995.3.広島県福祉のまちづくり条例
北九州市	1981.1.北九州市福祉都市環境整備要綱
福岡市	1988.福岡市高齢化社会対策長期指針

条例や要綱によって整備が規定されている施設は大きく分けて、建築物、道路、公園、公共交通機関の施設である。整備要綱で、望ましいとされる施設の基準を簡単にまとめたものを表-2に示す。ここで、スロープは屋外のもは雨などによって滑ることがあるので、屋内のものより勾配が小さい方が望まれるのであるが、このようになっているのは札幌市、広島市、福岡市のわずか3都市のみである。玄関、スロープなどの幅は車椅子での余裕のある通行を考えれば、最低でも120cm程度は必要であるといえるが、スロープ以外のほとんどは1m程度の幅で設定されている。これでは車椅子利用者は通行の際、圧迫感を感じるであろう。このように条例や要綱が設けられたとしても、全ての人に利用しやすいと言えないのが現状である。

表-2 まちづくり整備の望ましい基準

都市名	公共建築物																	歩道		公園				
	スロープ						出入口		通路			エレベータ			階段					駐車	幅員	段差	出入口	園路
	屋外			屋内			幅員	屋外	屋内 (廊下)	手すり 高さ	出入口 幅員	奥行	ボタン 高さ	幅員	蹴上げ	踏面	踊り場	手すり	場幅	(cm)	解消	幅員	幅員	
	幅員 (cm)	傾斜 (%)	踊り場 (cm)	幅員 (cm)	傾斜 (%)	踊り場 (cm)																		
札幌市	190 (90)	5% 以下	150 以上	90 以上	8% 以下	150 以上	90 以上	180 以上	140 以上	85 以下	80 以上	100 以上	100 程度	120 以上	16 以下	26 以上	120 以上	85 以下	350 以上	150 (90)	2 以下	140 以上	140 以上	
仙台市	120 (90)	8% 以下	150 以上	120 (90)	8% 以下	150 以上	120 (90)	120 以上	140 (120)	75 ~85	90 以上	135 以上	100 程度	150 以上	16 以下	30 以上	150 以上	75 ~85	350 以上	200 以上	2 以下	120 以上	180 以上	
千葉市	135 以上	8% 以下	150 以上	135 以上	8% 以下	150 以上	90 以上	180 以上	—	80 ~85	80 以上	—	90 ~120	120 以上	10 ~15	30 以上	—	80 ~85	350 以上	200 (150)	2 以下	120 以上	120 以上	
京都市	180 以上	6% 以下	150 以上	—	—	—	85 以上	180 以上	130 以上	80 ~85	80 以上	135 以上	100 程度	130 以上	16 以下	30 以上	180 以上	80 ~85	350 以上	200 (90)	1 程度	130 以上	180 以上	
大阪市	120 以上	8% 以下	150 以上	120 以上	8% 以下	150 以上	90 以上	120 以上	120 以上	80 ~85	80 以上	135 以上	100 程度	150 以上	16 以下	30 以上	—	80 ~85	350 以上	90 以上	—	120 以上	120 以上	
神戸市	120 (90)	8% 以下	150 以上	120 (90)	8% 以下	150 以上	80 以上	120 以上	135 以上	—	80 以上	—	80 ~110	—	15 ~16	28 以上	—	80 ~85	350 以上	150 (90)	—	120 以上	120 以上	
広島市	180 以上	7% 以下	150 以上	180 以上	8% 以下	150 以上	90 以上	180 以上	180 (140)	80 程度	90 以上	135 以上	90 程度	150 以上	16 以下	30 以上	—	80 程度	350 以上	200 以上	1 以下	200 以上	200 以上	
北九州市	90 以上	8% 以下	180 以上	90 以上	8% 以下	180 以上	85 以上	180 以上	130 以上	80 ~85	—	—	100 前後	—	16 以下	30 以上	—	80 ~85	330 以上	200 以上	0 —	—	150 以上	
福岡市	180 以上	5% 以下	180 以上	130 以上	8% 以上	180 以上	100 (85)	180 (130)	180 (130)	85 (130)	80 以上	135 以上	80 ~100	120 以上	16 以下	30 以上	120 以上	85 以上	350 以上	200 (150)	2 以下	180 (130)	180 (130)	

注：（）内の数値は最低の基準，－は規定なし

3. 結論

現在、ほとんどの政令指定都市で、福祉のまちづくりへの取り組みが行われているが、現時点では数多くの問題を抱えている。まず、整備対象施設と用途に制限が設けられていることが挙げられる。ノーマライゼーションの理念から考えれば、障害を持つ人と持たない人とで、社会生活を規制することはできないはずである。これを考えれば、制限を設けることはおかしいことである。全ての施設に対して、福祉への取り組みが必要であるといえる。次に、既存の施設の改善への誘導手法の情報が不足しているということである。この点が今後、重要な課題であるといえる。また、高齢者の障害者の障害の程度は多種多様であり、基準は単なる生活の不便さを解消する目安にすぎない。実際、整備するに当たっては、これを考慮し、整備条件の見直しや工夫をこらすことが望まれる。

そして、最後に我々国民一人一人の意識である。我々は知らず知らずのうちに、障害者を持つ人々の社会への参加を阻止するような社会を築いてきたのである。福祉のまちづくり条例を通して、我々一人一人がそれを克服するような努力が必要である。

謝辞

本論文を作成するに当たって、貴重な資料を提供して頂いた、各政令指定都市の担当部課の方々に厚くお礼を申し上げますとともに、深甚の謝意を表す次第である。

参考文献

1) 日本障害者協議会：障害者の生活環境改善手法，彰国社，pp.28～31，1994.11.
2) 有岡二郎：知恵蔵，朝日新聞社，p.403，1997.1.